



鳥取県公報

平成16年 8月27日(金)
号外第122号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(15)(給与課)..... 1
------	--

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 8月27日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第15号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

(公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前						
別表(第2条関係) 1~21 略	別表(第2条関係) 1~21 略 <u>22 東伯町</u>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)
機 関	職						
議会事務局	局長						
町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)						

教育委員会事務局	教育長 次長 人権推進室長
学校給食センター	所長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

23 赤碓町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
診療所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

22 琴浦町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
診療所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
学校給食センター	所長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

23 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

24 略

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

29 略	30 略
30 略	31 略
31 略	32 略
32 略	33 略
33 略	34 略
34 略	35 略
35 略	36 略
36 略	37 略
37 略	38 略
38 略	39 略
39 略	40 略
40 略	41 略
41 略	42 略
42 略	43 略
43 略	44 略
44 略	45 略
45 略	46 略
46 略	47 略
47 略	48 略
48 略	49 略
49 略	50 略
50 略	51 略
51 略	52 略
52 略	53 略
備考 略	備考 略

(へき地手当等に関する規則の一部改正)

第2条 へき地手当等に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
別表第2(第2条関係) 準 へ き 地 学 校	別表第2(第2条関係) 準 へ き 地 学 校																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡琴浦町大字 古長217番地</td> <td>古布庄小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 在 地	学 校 名	略		東伯郡琴浦町大字 古長217番地	古布庄小学校	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">所 在 地</th> <th style="width: 50%;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東伯郡東伯町大字 古長217番地</td> <td>古布庄小学校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所 在 地	学 校 名	略		東伯郡東伯町大字 古長217番地	古布庄小学校	略	
所 在 地	学 校 名																
略																	
東伯郡琴浦町大字 古長217番地	古布庄小学校																
略																	
所 在 地	学 校 名																
略																	
東伯郡東伯町大字 古長217番地	古布庄小学校																
略																	

附 則

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

